

10 よくある質問 ～Q&A～

問1 求職中でも申込みはできますか？

⇒答：できます。（年度内に1回限り）

入所した場合、入所日の属する月の翌月の15日までに「就労証明書」を提出してください。

これにより入所の理由が就労に変わり、保育の実施期間が延長されます。

問2 希望の保育所は、見学に行ってから決めたほうがよいでしょうか？

⇒答：保育所ごとに保育方針や入所後に準備していただく物などが異なっていますので、入所申込み前に一度保育所に見学へ行っていただくことをお勧めしています。見学は、直接各保育施設に電話でお問い合わせください。

問3 ならし保育はいつ行うのですか？

⇒答：入所の承諾を受けたその月の1日（1日が日曜日、祝日の場合はその翌日）から約1週間～2週間（お子さんの状況に応じて対応）のならし保育が必要となります。入所承諾期間より前におこなっていません。

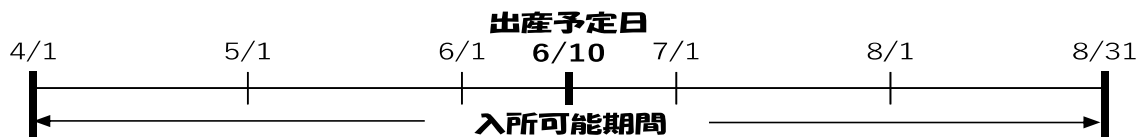
問4 教育・保育給付認定通知書が届きましたが、入所できますか？

⇒答：必ず入所できるわけではありません。まず、保育所や認定こども園等を利用するには、市で保育の必要性の認定をし、教育・保育給付認定通知書を交付します。認定を受けても入所が決まったわけではありません。認定後、保育所や認定こども園等の入所について、市では入所の選考（利用調整）をし、入所を決めていきます。

内定の可否については、利用調整結果通知書でご確認ください。

問5 現在妊娠中ですが、上の子を保育所に預けることはできますか？

⇒答：保育の必要な事由で「妊娠・出産」として申込みができます。出産予定日の前々月の月初から出産予定日の翌々月の月末までとなります。ただし、申込みをしていただき、入所の利用調整をさせていただくため、申込みをしたからといって必ず入所できるわけではありません。



※出産日が予定日より前後した場合でも、一度承諾した期間については変更いたしません。

問6	3号認定の場合、満3歳になったときに何か手続きはありますか？
----	--------------------------------

⇒答：満3歳になると、3号認定から2号認定に変更となります。ただし、市が認定を行うもので、保護者が改めて保育の必要性の認定の申請をする必要はありません。また、3号認定から2号認定になっても、3歳になる年度中は、保育料は2歳児クラスとしての保育料をお支払していただくことになります。

問7	2歳児までの定員しかない保育所に入所した場合、3歳児になる時に、就学前までの保育所への入所を希望できますか？
----	--

⇒答：できますが、その場合、改めて申込みが必要となります。

問8	兄弟姉妹で申込みをし、選考の結果1人しか内定が出なかった場合、どうすればいいですか？
----	--

⇒答：1人でも先に入所した場合、求職中、就学内定、育児復帰の保護者は就労(復職)する必要がありますので、入所できなかった子の預け先を確保する必要があります。

問9	保育所は申し込みれば必ず入所できますか？
----	----------------------

⇒答：希望施設の空き状況、申込状況、保育の必要性の高さによって決まりますので、入所できない場合があります。そのため、希望施設を多くすることにより、入所できる可能性が広がりますので、ご検討ください。また、例年、公立保育所及び認定こども園をお申込みされる方が多いため、他保育施設もご検討ください。

問10	準備が間に合わない書類があっても申し込みますか？
-----	--------------------------

⇒答：提出の際に、「必要書類」及び保育の必要性が確認できる書類が揃わなければ申し込むことはできません。「申込みに必要な書類」及び「該当者のみが必要な書類」(12、13ページ参照)を必ずご提出ください。

問11	日曜・祝日の保育の利用はできますか？
-----	--------------------

⇒答：桶川なのはな なかよし保育園で休日保育を実施しております。利用手続き等の詳細は、市役所ホームページに掲載しています。

※保育の利用は、通園中の平日の保育と休日保育を合わせて1週間で、6日間の利用に限ります。そのため、休日保育を利用した場合は利用した週に代替休日を取得していただく必要があります。

※一時預かりではないので冠婚葬祭や保護者様のリフレッシュ等の目的では利用できません。